

### 【環境政策課・環境対策課・廃棄物規制課・資源循環推進課】

#### 1 温室効果ガス排出量の状況について

環境政策課

- ・ 2021 年度における茨城県の温室効果ガス排出量は 4,561 万 t-CO<sub>2</sub> で、基準年である 2013 年度から 12.2%減少した。要因としては、各排出部門における省エネルギーの取組等により、二酸化炭素排出量の削減が進んでいるためと考えられる。
- ・ また、前年度（2020 年度）比では 10.3%の増加であり、要因は、コロナウイルス感染症拡大に起因する経済の停滞からの回復により、主に産業部門からの排出量が増えたためと考えられる。

#### 【温室効果ガス排出量\*の推移（CO<sub>2</sub>換算）】

年度	基準年					
	2013 年度 (H25 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)
排出量 (万 t-CO <sub>2</sub> )	5,193	4,706	4,818	4,740	4,134	4,561

増減率
基準年度比 (2021/2013) ▲12.2%
前年度比 (2021/2020) 10.3%

※温室効果ガス排出量には、二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素等の排出量も含み、二酸化炭素が全体の約 95%を占める。

#### 【排出部門別二酸化炭素排出量の推移及び県地球温暖化対策実行計画の目標値】

部門 (万 t-CO <sub>2</sub> )	基準年						増減率 基準年度比 (2021/ 2013)	削減目標値 【削減率】 目標 2030 年度 (R12 年度)
	2013 年度 (H25 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度) 【構成比】		
産業	3,072	2,750	2,843	2,828	2,352	2,726 【63%】	▲11.3%	1,168 【▲38%】
業務	489	388	406	405	375	392 【9%】	▲19.9%	250 【▲51%】
家庭	464	418	394	377	379	367 【9%】	▲20.9%	306 【▲66%】
運輸	662	616	635	624	553	566 【13%】	▲14.6%	232 【▲35%】
その他	281	258	263	246	222	253 【6%】	▲10.0%	
CO <sub>2</sub> 合計	4,968	4,429	4,540	4,479	3,881	4,303 【100%】	▲13.4%	

※四捨五入表記のため、排出量等の数値の累計と合計値等が必ずしも一致しないことがある。

【主な関連施策、取組目標及び今後の方向性】

施策・取組名	概要	今後の方針・方向性
<p>県地球温暖化対策実行計画の進行管理</p>	<p>ア 県地球温暖化対策実行計画の進行管理 茨城県地球温暖化対策実行計画の実効性を高めるため、施策の進捗状況や指標による評価等を行うとともに、茨城県地球温暖化対策推進委員会による評価を行い、施策の見直しや新たな施策等の検討を行う。</p> <p>イ 温室効果ガス排出量実態把握等 県における温室効果ガスの年間排出量を推計し、実態を把握するため調査を実施する。</p>	<p>県地球温暖化対策実行計画について、引き続き、毎年度進行管理を行うとともに、今後の国の地球温暖化対策の動向等を注視し、計画の改定等を検討していく。</p>
<p>事業所向け省エネ対策の推進</p>	<p>ア 中小規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入、太陽光発電設備の導入について、技術的な助言を行う。</p> <p>イ 中小規模事業所における省エネ設備導入等支援 県の省エネルギー診断を受けた中小規模事業所を対象に省エネ設備導入等に必要となる費用を補助する。 ・補助額上限：1,000千円未満/件 ・補助率：1/3以内</p> <p>ウ 茨城エコ事業所登録制度の普及 環境に配慮した取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムの登録事業所の拡大を図る。</p> <p>&lt;主な実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小規模事業所省エネルギー診断：84事業所（R5）</li> <li>・中小規模事業所省エネ設備導入補助件数：12件、8,962千円（R5）</li> <li>・茨城エコ事業所登録事業所数：2,237事業所（R6.4.30現在）</li> </ul>	<p>引き続き、茨城エコ事業所登録制度の更なる普及などにより、環境に配慮した事業活動の裾野を広げるとともに、積極的な省エネ対策を検討する事業所に対しては、具体的な技術的助言など実効性のある支援を行い、本県のCO2排出量の約60%を占める産業部門（国の産業部門の排出割合：35%、国の約2倍）及び業務部門における温室効果ガス排出削減を図っていく。</p>
<p>家庭向け省エネ対策の推進（いばらきエコスタイルの推進）</p>	<p>ア いばらきエコスタイルの展開 年間を通じた職場や家庭における省エネや節電などの取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開し、事業者、団体、県民等における環境配慮型のライフスタイルの定着を図る。</p> <p>イ 家庭の省エネルギー対策の推進 ・「いばらきエコチャレンジ」の推進 各家庭が行う省エネの取組成果を見える化</p>	<p>引き続き、県民が自発的に省エネ行動を選択するよう促す「行動科学に基づく手法」を活用した「いばらきエコスタイル」の普及啓発に取り組むとともに、省エネの取組効果の見える化や設備導入補助などを通じて、家庭部門の温室効果ガス排出削減を図っていく。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の省エネ診断 各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイス</li> <li>ウ 自立・分散型エネルギー設備導入補助 家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し定額での補助を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額上限 5 万円／基（定額）</li> <li>・県→市町村→購入者</li> </ul> </li> </ul> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらきエコチャレンジ Web」参加世帯数 67, 281 世帯 (R6. 4. 30 現在)</li> <li>・家庭の省エネ診断 累計 1, 519 世帯 (H25～R5)</li> <li>・家庭用蓄電池補助実績：41, 450 千円／829 基 (R5)</li> </ul>	
<p><b>再生可能エネルギーの普及推進</b></p>	<p>ア 再生可能エネルギー導入可能性の調査 地域脱炭素化を推進するため、本県の地域特性を活かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施する。</p> <p>イ 太陽光発電ガイドラインの運用 再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を行うことで、施設の適正導入を推進する。</p> <p>ウ 医療・社会福祉施設再エネ導入レジリエンス強化事業 災害発生時に機能維持が求められる医療・社会福祉施設に対し、太陽光発電設備及び蓄電池導入の際の経費の一部を補助する。</p> <p>エ 自立・分散型エネルギー設備導入補助（再掲） 家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し定額での補助を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額上限 5 万円／基（定額）</li> <li>・県→市町村→購入者</li> </ul> </p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電事業概要書の提出状況（R6. 4 末現在） 延べ 4, 689 件（県ガイドライン 2, 890 件、市町村条例等 1, 799 件） ※条例制定市町村数 24 市町村</li> <li>・令和 4、5 年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金実績 延べ 373 件、3, 731, 309 千円</li> <li>・家庭用蓄電池補助実績（再掲）：41, 450 千円／829 基 (R5)</li> </ul>	<p>引き続き、再エネ導入に関する市町村や事業者への情報提供、再エネ普及の前提となる適正導入の推進、事業所や家庭で利用するエネルギーの転換を促す各種支援などを通じて、再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく。</p>

## (1) 大気環境の状況

- ・環境基準の達成状況は、光化学オキシダントを除きすべて達成した。

## 【①一般環境大気測定】

物質名	2022年度(令和4年度)		2023年度(令和5年度)	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化いおう	19	19【100%】	19	19【100%】
二酸化窒素	31	31【100%】	31	31【100%】
一酸化炭素	2	2【100%】	2	2【100%】
光化学オキシダント	30	0【0%】	30	0【0%】
浮遊粒子状物質	33	33【100%】	33	33【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	18	18【100%】	18	18【100%】

## 【②自動車排出ガス測定】

物質名	2022年度(令和4年度)		2023年度(令和5年度)	
	測定局数	達成局数【達成率】	測定局数	達成局数【達成率】
二酸化窒素	3	3【100%】	3	3【100%】
一酸化炭素	3	3【100%】	3	3【100%】
浮遊粒子状物質	3	3【100%】	3	3【100%】
微小粒子状物質(PM2.5)	1	1【100%】	1	1【100%】

## 【③有害大気汚染物質測定】

物質名	2022年度(令和4年度)		2023年度(令和5年度)	
	測定地点数	達成地点数【達成率】	測定地点数	達成地点数【達成率】
ベンゼン	8	8【100%】	8	8【100%】
トリクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
テトラクロロエチレン	8	8【100%】	8	8【100%】
ジクロロメタン	8	8【100%】	8	8【100%】

## (2) 水環境の状況

- ・生活環境項目について115水域で調査した結果、71水域で環境基準を達成(達成率61.7%)した。

河川では、88水域中51水域で環境基準を達成(達成率58.0%)した。

湖沼については、5水域で環境基準が達成されていない状況が続いている。

海域では、22水域中20水域で環境基準を達成(達成率90.9%)した。

- ・健康項目については、130地点で調査した結果、「ほう素」について、1地点で環境基準を超過した。それ以外は環境基準を達成した。

※生活環境項目…BOD、CODなど、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められている項目

※健康項目…シアンや蓄積性のある重金属類など水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質

## 【生活環境項目(BOD・COD)】

区分	類型指定 水域数	環境基準達成水域数【達成率】	
		2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)
河川	88	56【63.6%】	51【58.0%】
湖沼	5	0【0%】	0【0%】
海域	22	19【86.4%】	20【90.9%】
計	115	75【65.2%】	71【61.7%】

### (3) 地下水の状況

- 健康項目について、57 地区で概況調査を行った結果、56 地区 (98.2%) で環境基準を達成した (2022 年度(R4 年度)は 58 地区中 53 地区 (91.4%) で達成)。  
 検出等があった地区については、周知及び飲用指導に加え周辺調査を実施した。

#### 【環境基準を超過した項目】

調査項目	環境基準 超過地区数		超過範囲 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
	概況	周辺		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	11	10 以下

### (4) 霞ヶ浦の状況

- 霞ヶ浦の 2023 年度(R5 年度)の COD は、全水域平均で 7.8 mg/L となり、令和 4 年度より 0.3mg/L 高くなった。近年は 7mg/L 台で推移している。
- 全窒素は、全水域平均で 0.85 mg/L となり、2022 年度(R4 年度)より 0.16mg/L 高くなった。長期的には横ばいだが、近年は低下傾向で推移している。
- 全りんは、全水域平均で 0.090 mg/L となり、2022 年度(R4 年度)より 0.007mg/L 高くなった。近年は横ばいで推移している。

#### 【水質の経年変化 (全水域平均、年平均値)】

(単位：mg/L)

区分	2019 年度 (R 1)	2020 年度 (R 2)	2021 年度 (R 3)	2022 年度 (R 4)	2023 年度 (R 5)	第 8 期計画の目標値 (R 7)
C O D	6.9	7.3	7.7	7.5	7.8	6.9
全 窒 素	1.1	0.94	0.83	0.69	0.85	0.88
全 り ん	0.094	0.10	0.10	0.083	0.090	0.095

### (5) ダイオキシン類の状況

- 大気、土壌、地下水及び公共用水域の水質・底質について調査を行った結果、すべての地点で環境基準を達成した。

#### 【ダイオキシン類調査】

区 分	2022年度(令和 4 年度)		2023年度(令和 5 年度)	
	調査地点数	達成地点数 【達成率】	調査地点数	達成地点数 【達成率】
大 気	10	10 【100 %】	10	10 【100 %】
土 壌	22	22 【100 %】	22	22 【100 %】
地 下 水	22	22 【100 %】	22	22 【100 %】
公共用水域水質	39	37 【 94.9%】	36	36 【100 %】
公共用水域底質	39	39 【100 %】	36	36 【100 %】

【主な関連施策、取組目標及び今後の方向性】

施策・取組名	概要	今後の方針・方向性
<p><b>大気保全対策</b>                      ア 工場・事業場に対する規制                      イ 大気汚染状況の常時監視</p>	<p>ア 大気汚染防止法等に基づき工場・事業場への立入検査を行い、規制基準の遵守等について指導を行う。                      イ 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において大気汚染物質（二酸化いおう等6項目）の常時監視を行うとともに、低濃度であっても長期暴露により健康影響が懸念される有害大気汚染物質（ベンゼン等4項目）について測定を行い、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p><b>&lt;主な実績&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場・事業場への立入検査： 452件（R5）</li> <li>・ 環境基準達成状況（R5）                          全国的に環境基準の達成率が低い光化学オキシダント（全国の令和4年度達成率0.1%）を除き、他の全ての項目について環境基準を達成</li> </ul>	<p>引き続き工場・事業場への立入検査を行い、大気汚染物質の排出抑制を図るとともに、大気汚染状況の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握していく。</p>
<p><b>水質保全対策</b>                      ア 工場・事業場に対する規制                      イ 公共用水域及び地下水の常時監視</p>	<p>ア 水質汚濁防止法等に基づき工場・事業場への立入検査を行い、規制基準の遵守等について指導を行う。                      イ 水質汚濁防止法に基づき、BOD等の生活環境項目、シアン等の健康項目等について測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p><b>&lt;主な実績&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場・事業場への立入検査： 2,013件（R5）</li> <li>・ 環境基準達成状況（R5）                          公共用水域                          生活環境項目： 全115水域中71水域で環境基準を達成                          健康項目： 全130地点中129地点で環境基準を達成                          地下水                          健康項目： 全57地区中56地区で環境基準を達成</li> </ul>	<p>引き続き工場・事業場への立入検査を行い、水質基準遵守の徹底を図るとともに、公共用水域及び地下水の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握していく。</p>

<p>霞ヶ浦の水質保全対策</p>	<p>霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期（R3～R7））に基づき生活排水対策、工場・事業場対策、農地・畜産対策など汚濁負荷削減効果の高い事業に重点化して実施している。</p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策では、高度処理型浄化槽の設置促進のため、浄化効果の高いNP型高度処理型浄化槽の設置費の補助等（430件）を実施した。</li> <li>工場・事業場の排水対策では、条例改正により排水規制を強化した霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）へ重点的に立入検査（1,560件）を実施し、排水基準遵守の徹底を指導した。</li> <li>農地・畜産対策では、霞ヶ浦流域内等で生産された堆肥を流域外へ流通する取組に対する補助等（堆肥利用実証ほ：107ha）を実施した。</li> <li>これらの取組により、概ね計画通り、汚濁負荷の削減が図られた。（5年計画の3年目で進捗率約62%）</li> </ul>	<p>霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）に基づき、森林湖沼環境税等を活用して、汚濁負荷削減効果が高い事業に重点化して実施することにより、引き続き霞ヶ浦の水質浄化を推進していく。</p>
<p>ダイオキシン類対策</p> <p>ア 工場・事業場に対する規制 イ ダイオキシン類の常時監視</p>	<p>ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づき工場・事業場への立入検査を行い、規制基準の遵守等について指導を行う。</p> <p>イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌の調査を実施する。</p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場への立入検査： 28件（R5）</li> <li>環境基準達成状況（R5） 調査を実施した全ての地点で環境基準を達成</li> </ul>	<p>引き続き工場・事業場への立入検査を行い、ダイオキシン類の排出抑制を図るとともに、大気・公共用水域等におけるダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握していく。</p>

### 3 廃棄物処理の状況について

廃棄物規制課・資源循環推進課

- 2022年度のごみの排出量は997千トンとなり、2021年度に比べ、8千トン減少。最終処分量は61千トンとなり、5千トン減少。
- 2018年度の産業廃棄物の排出量は11,547千トンとなり、2013年度に比べ、494千トン増加する一方、再生利用率は6.9ポイント低下した。また、最終処分量は481千トンとなり、314千トン減少したが、火力発電所の埋立処分量が652千トンから335千トンへと317千トン減少しており、その分を差し引くと、ほぼ横ばい。
- 不法投棄の新規発生件数は、ゲリラ投棄の増加により2018年度から増加に転じていたが、近年のピークであった2020年度の197件から、2023年度は105件と大幅に減少し、対策の効果が現れている状況。

#### 【①一般廃棄物（ごみ）】

区 分	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
排 出 量	千トン	1,060	1,051	1,027	1,005	997
再 生 利 用 率	%	21.3	20.8	20.7	20.7	21.0
最 終 処 分 量	千トン	84	82	73	66	61

#### 【②産業廃棄物】

区 分	単位	2008年度	2013年度	2018年度
排 出 量	千トン	11,128	11,053	11,547
再 生 利 用 率	%	62.7	57.3	50.4
最 終 処 分 量	千トン	475	795	481
(参考)火力発電所の埋立処分量	千トン	290	652	335

※5年ごとに調査を実施。

#### 【③不法投棄】

区 分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
新規発生件数	351件	330件	320件	310件	300件	290件	280件	270件	260件	250件	240件	230件	220件	210件	200件	197件	190件	180件	171件	87件	105件

【主な関連施策、取組目標及び今後の方向性】

施策・取組名	概要	今後の方針・方向性
<p>産業廃棄物の不法投棄対策 【廃棄物規制課】</p>	<p>不法投棄等の未然防止と早期対応を図るため、2021年度に導入した不法投棄等通報アプリ「ピリカ」や報奨金制度の運用に努めるとともに、警察官OBなどからなる専門チームにより、早朝・夜間を問わず年間延べ1,000回以上のパトロールを実施して、対策を強化してきた。</p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度には197件あった不法投棄の新規発生件数が、2023年度には105件と大幅に減少した。</li> </ul>	<p>引き続き、監視・指導体制の強化や、発見・通報体制の充実に取り組むとともに、不法投棄等事案の約8割を占める建設系廃棄物に係る事案について、不法投棄の多い地域を重点的に、パトロールを実施し監視を強化していく。</p>
<p>不適正残土対策 【廃棄物規制課】</p>	<p>不適正な残土搬入事案について、これまで指導や是正が困難であった事案に対処できるよう、残土の発生から運搬までを規制の対象として、残土条例を改正し、2023年6月から施行した。</p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適正残土事案発生件数について、残土条例改正前の2021年度の92件から、2023年度は44件と、約5割減少した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年6月に施行した改正残土条例を確実に機能させるため、関係機関との更なる連携強化に努めていく。</li> <li>また、2023年5月に施行された「盛土規制法(2025年4月運用開始)」と重複する規制等を整理する必要があるため、再度、残土条例を改正し、2025年4月施行を目指す。</li> </ul>
<p>茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の施行 【廃棄物規制課】</p>	<p>金属スクラップやプラスチックなどの再生資源物について、屋外における不適正な保管等による生活環境の悪化を防止するため、事業場の施設等の保管基準を定めるとともに、100㎡超の屋外保管事業場の設置を許可制(5年更新)とする条例を、2024年4月から施行した。</p> <p>条例施行日以前から設置している既存屋外保管事業場については、所定の届出により許可を受けたものとみなす規定を設けている。</p> <p>＜主な実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害使用済機器・再生資源物指導員を廃棄物規制課に配置し、既存屋外保管事業場の届出等について臨戸指導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出を受理した既存屋外保管事業場に対して、順次立入検査を実施</li> <li>不適正な保管に対しては行政指導を行い、指導に従わない場合は、行政処分を科すなど厳正に対処していく。</li> </ul>

施策・取組名	概要	今後の方針・方向性
<b>総合ごみ減量化対策</b> <b>【資源循環推進課】</b>	<p>持続可能な循環型社会形成に向けて、県民や事業者を対象として、廃棄物の3Rや食品ロスの削減等に関する意識啓発を実施</p> <p><b>&lt;主な実績&gt;</b></p> <p>1 ポスター・標語コンテスト  応募数：ポスター 415点、標語 333点  優秀作品をポスター化し、県内コンビニエンスストアで掲示</p> <p>2 集団回収優良団体の表彰 受賞団体数 6団体</p> <p>3 エコ・ショップ制度 認定店舗数 405店</p> <p>4 リサイクル製品の認定 認定製品数 16製品</p> <p>5 食品ロスの削減の促進</p> <p>①小学校高学年向け啓発教材の作成、県内小学校への活用呼掛け</p> <p>②「てまえどり」啓発POPの作成、県内コンビニ・スーパー等への  掲示依頼 掲示店舗数 1,748店</p> <p>③いばらき食べきり協力店 協力店舗数 140店</p> <p>④食品関連事業者、消費者団体、NPO等との意見交換</p>	<p>引き続き、県民・事業者等による廃棄物の発生抑制や循環的利用に係る取組を推進し、ごみ排出量のさらなる削減を図る。</p>
<b>いばらきフードロス削減プロジェクトの推進</b> <b>【環境政策課】</b>	<p>事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等を対象に、食品の有効活用を促進するとともに、フードバンクへの提供や、飼料等にリサイクルする事業者を支援</p> <p><b>&lt;主な実績&gt;</b></p> <p>1 フードロスの削減量 (R4～R5) 約96トン  ・マッチング支援コーディネート窓口 (R4年6月～R6年3月)  相談263件、マッチング38件  ・リサイクル飼料化研究会 カット野菜残渣等の飼料化研究</p> <p>2 干しいも資源循環モデル形成支援事業 (干しいも未利用部分の飼料化に取り組む事業者の機械導入経費の一部を補助) (R5)  補助件数2件、計75,556千円</p>	<p>引き続き、マッチング支援窓口などの取組を継続するとともに、新たに食品関連事業者と連携し、業種に応じた取組を一体的に推進していくことで、事業系フードロスのさらなる削減を図る。</p>
<b>減量化・再資源化促進事業</b> <b>【資源循環推進課】</b>	<p>産業廃棄物の減量化・再資源化の促進を図るため、排出事業者に対する相談対応・情報提供等を実施</p> <p><b>&lt;主な実績&gt;</b></p> <p>1 茨城県廃棄物再資源化指導センター事業委託 相談件数 409件</p> <p>2 多量排出事業者の処理計画策定指導 計画策定 486件</p>	<p>引き続き、排出事業者に対する相談対応・情報提供等を実施し、産業廃棄物の減量化・再資源化の促進を図る。</p>

<p><b>新最終処分場整備推進事業</b> <b>【資源循環推進課】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会の形成と県内産業の持続的な発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場を日立市諏訪町に整備する。</li> <li>・ 事業主体である（一財）茨城県環境保全事業団に対して、国の交付金制度に基づく県負担分の出捐や長期貸付を実施するほか、広報活動の展開や地域振興に係る事業調整等を行い、新処分場整備の推進を図る。</li> </ul>	<p>施設の安全性を最優先とし、引き続き、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めていく。</p>
---	--	---